

## 東1丁目劇場施設 施設利用のご案内（公演利用）

札幌市では、市有施設の改修工事等による一時的な劇場不足が見込まれるため、四季株式会社から譲渡を受けた劇場施設（旧北海道四季劇場）を、東1丁目劇場施設として、一定期間活用することとしました。

令和7年（2025年）3月までの期間、公演使用等の用途には、7日間以上の期間で有償での貸し出しを行います。

当施設は、一般的な劇場とは異なり、各種設備が整備されていない状態での貸し出しとなります。施設の現状や利用にあたっての注意事項を十分にご理解いただいたうえでお申込みをしていただくため、現地見学及び対面での事前相談を必須とします。

本書では、施設利用の概要をご案内いたします。

### 【東1丁目劇場施設概要】

住 所	札幌市中央区大通東1丁目
竣 工	平成22年（2010年）11月30日
構 造	鉄骨造地下1階地上2階
面 積	建築面積 2,781.92 m <sup>2</sup> 延床面積 3,011.93 m <sup>2</sup>
客 席	941席
利用料金	公演日 83,000円/日、公演日以外 59,000円/日 （水道光熱費、消費税相当額を含みます。）
利用時間	9:00～22:00

### <目次>

設備概要	1ページ
現況写真	3ページ
施設利用の申込み	5ページ
施設利用にあたって	8ページ

### 【「公演利用」とは】

観覧料設定を有料無料にするかを問わず、施設内で行う公演、展示、講演会等を来場者に公開することを目的とした利用。なお、施設を使用できるのは芸術文化の振興に寄与する事業（※）に限ります。

※音楽、舞踏、演劇、古典芸能、演芸、その他の芸術・芸能の公演又は絵画、工芸、彫刻、版画、陶芸、書道、写真、その他の芸術の展示、芸術に関連する講演会等



ホワイエ

客席、舞台

## 設備概要

舞台機構、舞台照明、音響設備及び什器・備品については、既設の機材等が限られております。必要な照明・音響等の機材は、使用者が持ち込むことを前提として施設運用を行います。

施設内の設備や既存の備品等については、図面や写真のほか、施設見学の際に確認してください。

### 客席

---

941 席

### 楽屋設備

---

6 室

面積 (楽屋の番号は図面参照)

---

楽屋 1 : 約 19 m<sup>2</sup>

楽屋 2 : 約 17 m<sup>2</sup>

楽屋 3 : 約 20 m<sup>2</sup>

楽屋 4 : 約 25 m<sup>2</sup>

楽屋 5 : 約 25 m<sup>2</sup>

楽屋 6 : 約 34 m<sup>2</sup>

### 練習設備

---

発声室 : 1 室 (約 7 m<sup>2</sup>)

リハーサル室 : 1 室 (約 85 m<sup>2</sup>)

### 舞台

---

間口 : 約 12.7m

奥行 : 約 17.5m

すのこの高さ : 約 23m

### 舞台機構設備

---

バトン : ウェイト 4,000kg の使用が可能 (手動式)、積載荷重 400 k g / 本

暗転幕 : 1 枚 (幅 18,000mm、高さ 11,000mm、11 号帆布)

一文字幕 : 4 枚… 2 枚 (幅 18,000mm、高さ 5,000mm、ウールサージ)  
2 枚 (幅 18,000mm、高さ 3,600mm、ウールサージ)

袖幕 : 4 組… 8 枚 (幅 3,600mm、高さ 10,500mm、ウールサージ)  
※開閉レール付

水平幕 : 1 枚 (幅 18,000mm、高さ 10,500mm、11 号帆布)

大黒幕 : 1 枚 (幅 18,000mm、高さ 10,500mm、ウールサージ)

※ステージ用照明・音響設備は一切ありません。

※バトンの使用可能本数については個別にお問い合わせください。

※幕類について、吊り位置（別図のとおり）の変更を希望する場合は、使用者自身で行ってください。また、施設返却時には元の位置に戻してください。

## 舞台床

---

ベニヤ（黒）

リノリウムをご利用いただけます。

[仕様：幅 1,840mm×厚さ 2mm×長さ 20m 色：黒]

リノリウムは、必要に応じて使用者が設置、撤去をしてください。また、固定に使うテープは使用者でご準備ください。

リノリウムの通常用途はダンスや舞踏用を想定しています。通常用途以外の使用でリノリウムに損傷があった場合は、使用者に原状回復をしていただきます。

## 故障箇所等

---

貸付契約締結時点で同様の状況が保持されていることを保障するものではありません。

### ア 建築関係

ホール天井は、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 39 条第 3 項に定義される「特定天井」に該当するが、比較的短期間の利用を想定していることから、当該天井改修は実施しない方針。

### イ 電気設備関係

- ・ 街路灯 6 基のうち 1 基が不点灯。
- ・ 屋外看板用スポットライト 2 基のうち 1 基が不点灯。
- ・ ロードヒーティング設備のうち、1 回路が絶縁不良。

### ウ 機械設備関係

空調機各機は不具合が頻発しているが、機器交換は不可能であるため、都度応急処置をしながら使用していく必要がある。

### エ 防音関係

既存施設は、ミュージカル使用を想定して整備されたものであり、それ以外の用途での使用について、防音性能を保証するものではない。

現況写真 舞台

※写真では、舞台床（ベニヤ）は木目ですが、現在は黒色に塗装済みです。また、幕類も設置済みです。幕類の設置状況については、別ファイルの写真や幕吊位置図を併せてご確認ください。



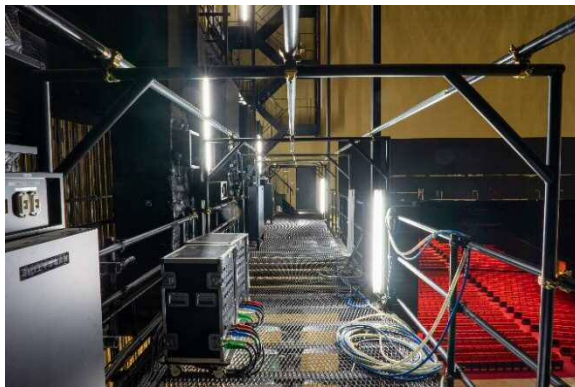
舞台奥から見た客席



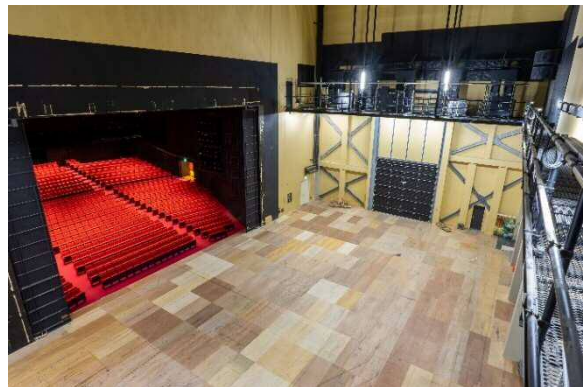
下手側から見た舞台前方



上手側から見た舞台後方



ギャラリー



上手側ギャラリーから見た舞台前方

リハーサル室



楽屋



## 施設利用の申込み

### 1 受付期間

令和7年(2025年)3月までの利用について随時受け付けます。受付は先着順です。  
利用日の仮押さえが可能になるのは、利用申し込み(次ページ2(3)参照)後となります。お問合わせの時点でご希望の日程が空いていても、適宜利用予約が入る可能性がありますのでご了承ください。

受付終了日	受付期間
利用日の属する月の3か月 前の月末 ※1	8:45～17:15  土日祝日および12月29日～1月3日は受付しない。 受付終了日が上記の場合、その前の市役所営業日とする。 ※2

※1 例：2021年12月の利用受付終了日は、2021年9月30日(木)

※2 2021年12月31日(金)の場合、その前の市役所営業日2021年12月28日(火)

担当課 札幌市民文化局文化部文化振興課  
札幌市中央区北1条西2丁目 札幌時計台ビル10階  
電話：011-211-2261

【HP】施設写真の一覧を掲載しています。

<https://www.city.sapporo.jp/shimin/bunka/higashil-chomefacility.html>

## 2 申込みから使用までの流れ

東1丁目劇場施設は、ステージ用照明や音響設備が一切ありません。

一般的な劇場とは異なり、各種設備が整備されていない状態での貸し出しとなります。ご利用にあたっては、想定される用途での使用が可能か、施設の現状を事前に十分ご確認していただくため、現地見学を必須とします。

### (1) 事前相談

担当課まで連絡のうえ、担当課への訪問日時、公演内容に関する相談をしてください。事前相談の際は、企画概要がわかる資料を持参してください。

事前相談のない場合、申込みを受け付けておりませんのでお気をつけください。

### (2) 現地見学

施設の現状をご確認していただくため、申込み前の現地見学を必須とします。

### (3) 申込み

下記の資料を提出してください。

申込書類の提出後に、利用予定日程が仮押さえとなります。

- ・公有財産貸付申請書（札幌市様式）
- ・誓約書（札幌市様式）
- ・安全管理者届（札幌市様式）
- ・想定するレイアウト（任意様式）
- ・企画内容の概要資料（任意様式）
- ・暫定版のスケジュール（任意様式）

### (4) 要件確認

申請が以下に定める要件を満たしているか確認します。

(要件)

ア 施設の使用目的が文化芸術の公演・展覧会等又は文化芸術活動の稽古場等であること。

イ 活動内容が以下に該当しないこと。

(ア) 専ら政治的又は宗教的な普及宣伝等を目的とする活動

(イ) 暴力団や暴力団員が行う活動、暴力団や暴力団員が実質的に関与していると認められる活動（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例に違反しないこと）

(ウ) 特定企業の宣伝広報を目的とする活動

(エ) 誹謗中傷、差別・暴力的内容、法令違反を伴う等公序良俗に反する活動

(オ) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある活動

(カ) 施設、備品等を毀損し、又は滅失するおそれがある活動

(キ) その他東1丁目劇場施設の管理運営上支障がある活動

### (5) 使用可否の連絡

要件確認後、使用可否の結果を連絡します。

(6) 契約

施設所有者（札幌市）と使用者で貸付契約を締結します。この時点で利用が正式決定となります。

(7) 使用内容の決定

確定した企画内容、スケジュール及びレイアウトを提出してください。利用開始前に随時詳細打合せを実施させていただきます。

(8) 利用料金のお支払い

札幌市が発行する納付書でお支払いください（利用日の60日前まで）。

**3 施設利用時間**

9：00～22：00

**4 施設休館日**

年末年始（12月29日～翌1月3日）、そのほか施設の保守点検日

**5 施設利用料金**

公演日 83,000円／日

公演日以外 59,000円／日

※水道光熱費、消費税相当額を含みます。

**6 利用料金の納入**

札幌市が発行する納付書にて金融機関でお支払いください。（利用日の60日前まで）

**7 申込みの取消と変更**

取消と変更については、利用日の60日前までに手続きを行ってください。取消の場合は貸付契約の解除等、利用日数の変更の場合は改定契約の締結が必要になるため、60日前までに担当課へご相談ください。



## 施設利用にあたって

### 1 一般事項

- (1) 搬入口の外にトラック 1 台程度を駐車可能なスペースがありますが、搬入口の向かいが北海道中央バス株式会社のバスターミナルのバス出入口であり、頻繁にバスが往来しています。搬入搬出時の歩道へのはみ出しや待機車両の路上駐車等、通行の支障となる行為は行わないでください。また、使用者に北海道中央バス株式会社との調整をお願いする場合があります。
- (2) 施設利用後、使用した備品は元の場所に戻してください。
- (3) 施設の構造物に変更を加える行為は行わないでください。
- (4) 催物に関するお客様からのお問い合わせについては、使用者で責任を持って対応してください。一般問い合わせに対応できる施設電話番号はありません。
- (5) 興行場による定めにより、男性用トイレについては、ホワイエ横の客用トイレのほか、施設西側通用口付近の 2 カ所も客用トイレとして開放する必要があります。
- (6) スタッフ室、医務室、倉庫等の施設側で使用するスペースはお使いいただけません。また、施設周辺の駐車場は施設側で使用する場合があります。
- (7) 客席数を増減させる使用を検討される場合は、事前にご相談ください。

### 2 入室・退室について

施設には 9 : 00 から入館できます。建物西側の出入口から入館してください。  
施設利用終了後、建物西側の出入口から 22 : 00 までに退出してください。

### 3 舞台技術スタッフについて

- (1) 安全面の観点から、使用者において施設内の統括的な安全管理者を定め、安全管理者届を提出してください。
- (2) 当施設には舞台技術スタッフがおりません。安全管理者の指導のもと、必要に応じ吊物機構を扱うために必要な知識及び技能を有する技術者を使用者が手配してください。
- (3) すのこ等の高所、奈落への立ち入りは、安全管理者の指導のもと、必要に応じ手配した技術者の指示等に従って行ってください。

### 4 機材・機器等の持ち込みについて

- (1) 既存の備品以外に必要な照明・音響等の機材は持ち込んでいただくことになりません。
- (2) 機材を床に設置する際には必要な養生を行うなど、施設を損傷しないよう注意してください。
- (3) バトンの最大積載荷重は 1 本あたり 400kg です。3 - (1) のとおり、吊物機構に設置する際は、必要な知識及び技能を有する技術者又は技術者の指導のもと行ってください。

- (4) 複数日の連続利用が決定している場合、機材や機器類を夜間に留置していただいても構いませんが、破損・盗難等について施設所有者は一切責任を負わないことといたします。

## 5 作業上の制限行為

- (1) 舞台床を含む、施設の全てにおいて、両面テープ、クラフトテープ等の強力な粘着テープの使用は禁止しております。
- (2) 施設内の防止シャッター・防火扉などが作動する場所や、非常口・避難経路付近には、展示物や物品を置かないよう十分注意してください。

## 6 屋外広告物

施設敷地内に案内看板等の設置する場合は「屋外広告物」となります。屋外広告物の掲出を希望する場合は、ご相談ください。

## 7 原状回復について

施設使用終了時には、利用設備及び備品はすべて元の状態に戻し、整理整頓してください。

## 8 施設名称の取扱い

施設の正式名称は「東1丁目劇場施設」です。事前の催事告知、開催中及び開催後の実績紹介等に限り、正式名称以外の愛称を使用することができます。愛称使用を希望する場合は、ご相談ください。

## 9 防災及び来場者の安全確保

- (1) 災害、緊急事態発生時に備えて、観客の避難・誘導、緊急連絡、応急処置について対応できるようにしてください。事故発生時には、施設管理人に連絡し、消防署・警察への通報、救急車の手配など、必要な措置を講じてください。
- (2) 催物を行う場合、開催時間には必ず監視員を設置し、観客の事故防止に細心の注意を払ってください。
- (3) ヘルメットやフルハーネス等の安全用品も使用者自身で持ち込みを行ってください。

## 10 不可抗力の場合の措置

天災地変等の不可抗力により催物が実施できない場合、また、施設利用期間における不測の事故等により主催者、出演者、参加者及び入場者に事故が生じた場合は、施設所有者ではその責任を負いかねますのであらかじめご了承ください。

## 11 損害賠償責任

施設及び施設内の備品などを損傷、汚損、紛失した場合は、施設所有者の責めに帰する事由による場合等を除き、清掃・修繕などの費用を弁償していただきます。

## 12 諸官庁への届出・相談について

危険物品の持ち込み（例：スモークマシンの使用など）に伴う札幌市消防局への届出、飲食物の販売・提供に伴う保健所への申請など、諸官庁への届出が必要な場合は、使用者が必要な手続きを行ってください。

## 13 飲食について

客席内での飲食は禁止しております。お客様が飲食する場所はホワイエとします。

## 14 清掃・ごみの処理について

- (1) 施設側での定期清掃は行いません。貸付期間中の清掃は使用者に行っていただきます。清掃範囲は、トイレを含む、施設内すべてが対象です。催物の準備期間中に限らず、催物の開催期間中の清掃についても使用者で行っていただきます。ほうき、モップ、清掃用の流しが備え付けてありますので、ご活用ください。
- (2) トイレレットペーパー、水石鹼、消毒用アルコール等、施設内で使用する衛生消耗品は使用者がご用意ください。
- (3) ご利用にあたって発生したごみは、使用者の責任で破棄してください。
- (4) 産業廃棄物の処分は施設では行えません。施設利用時に発生した産業廃棄物は、関係法令を遵守し、使用者の責任で適切に処分してください。残置物は残さないようにしてください。施設使用終了後、残置物を発見した際は、残置物の撤去を指示します。

## 15 施設の返却

施設の返却時は、施設所有者と使用者立ち合いのもと、施設使用による汚損の有無などの確認を行います。汚損が認められた場合は、使用者の責任において修復してください。

## 16 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について

施設の利用にあたっては、業種別ガイドラインを熟読のうえ、適切な感染症対策を講じてください。なお、感染症対策状況についてのチェックシート提出をお願いする場合があります。

## 17 緊急連絡先について

施設利用期間中の侵入警報や火災の発報時等、施設側から緊急の連絡をする可能性がありますので、利用者側の緊急連絡先を事前に届け出ていただく必要があります。

## 18 その他

- (1) 施設は敷地内禁煙です。喫煙及び火気の使用は一切お断りします。
- (2) 大きな音を出す際は搬入口のシャッターを閉める等、近隣に騒音が届かないようご配慮下さい。
- (3) 施設の汚損・破損をしてしまった場合や、施設の不具合がある場合は施設所有者までお申し出ください。
- (4) 利用に違反があった場合や施設担当者の指示に従わない場合、利用時間中でも利用を中断し、その後の利用をお断りする場合がございます。
- (5) その他、法令等を遵守のうえ、公序良俗に従った利用をお願いいたします。